

# 労務 ROAD

## 外国人従業員も保険加入を忘れずに！

外国人の従業員も週の所定労働時間が一定以上であれば、日本人と同様に雇用保険・社会保険に加入する必要があります。忘れずに加入手続きをしましょう。

### ●加入対象となる週所定労働時間は…

雇用保険：20 時間以上

社会保険：正社員の 3/4 以上（例：正社員の所定が 40 時間の場合は 30 時間）

### ●加入時の注意点

雇用保険	<ul style="list-style-type: none"><li>資格取得届に在留カードに記載されている下記の情報も記入する必要があります。 「氏名（ローマ字）」「国籍・地域」「在留資格」「在留期間」 「資格外活動許可の有無」「派遣・請負就労区分」</li><li>※令和 2 年 3 月以降、在留カード番号も記載が必要に</li><li>登録できる氏名の文字数にはとくに上限はありませんが、被保険者証等へ表示されるのは 20 文字までです。</li></ul>
社会保険	<ul style="list-style-type: none"><li>「ローマ字氏名届」の添付が必要です。</li><li>登録できる氏名の文字数の上限は半角で 25 文字までです。</li><li>協会けんぽでは現在は海外に居住している扶養家族も扶養にいられますが令和 2 年 4 月 1 日以降、国内居住が必須要件となります。</li></ul>

### ●外国人労働者が加入を拒否する場合は？

加入は義務であること、加入のメリットを説明し説得する必要があります。

加入のメリット…

雇用保険：失業給付や育児・介護休業給付金が受け取れる。

社会保険：社会保障協定により母国での年金加入期間と通算できる場合もある。

10 年間納めれば母国に帰国していても厚生年金が受け取れる。

【厚生労働省 より】

## パワハラ防止義務化に向けて①

「女性活躍・ハラスメント規制法」を施行する日程案について、労働政策審議会の分科会にて、パワハラ防止は大企業で令和 2 年 6 月 1 日から、中小企業は令和 4 年 4 月 1 日から、それぞれ義務化することと承されました。今月はハラスメント防止月間ということで、3 回に分けてパワハラについてご案内します。

職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上、必要な措置を講じることが事業主の義務となります。また、適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります。

### ★そもそも「パワハラ」とは？

厚生労働省では、職場におけるパワーハラスメントとは、以下の 3 つの要素をすべて満たすものとされています。

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

今回の労務 ROAD では、パワハラの具体的な事例もご紹介いたします。

【厚生労働省 より】

VOL.673

(1912-2)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056

大阪市中央区久太郎町

1-9-26 船場 IS ビル 5F

TEL:06-6264-6264

FAX:06-6264-6265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！



T(楽しく)A(遊んで)F(福利厚生)の TAF チームです。スタッフが楽しく快適に働けるよう、福利厚生を随時提案しています。先日は事務所の秋の遠足ということで、阪急宝塚線の謎解きにチャレンジしてきました。来週の労務 ROAD でその様子をお届けします！  
(TAF チーム 矢尾)

12 月 労務スケジュール

- ・ 年末調整
- ・ 賞与支払届の届出  
(12 月支給の場合)
- ・ ハラスメント防止月間